

第百一回国会 大蔵委員会 議 録 第 三 号

昭和五十九年二月二十九日(水曜日)

午後四時開議

出席委員

委員長 瓦 力君

理事 越智 伊平君

理事 中西 啓介君

理事 伊藤 茂君

理事 坂口 力君

理事 熊谷 弘君

理事 自見庄三郎君

理事 堀島 大君

理事 谷 洋一君

理事 平沼 赴夫君

理事 保利 耕輔君

理事 森 美秀君

理事 渡辺 秀央君

理事 川崎 寛治君

理事 沢田 利久君

理事 藤田 高敏君

理事 宮地 正介君

理事 安倍 基雄君

理事 正森 成二君

出席國務大臣

大蔵 大臣 竹下 登君

出席政府委員

大蔵政務次官 堀之内久男君

大蔵省主税局長 梅澤 節男君

國稅庁間税部長 山本 昭市君

資源エネルギー庁次長 川崎 弘君

資源エネルギー庁石油部長 松尾 邦彦君

委員外の出席者

大蔵委員会調査室長 矢島錦一郎君

委員の異動

二月二十九日

辞任

平泉 渉君

森 美秀君

山中 貞則君

与謝野 馨君

同日

辞任

自見庄三郎君

谷 洋一君

保利 耕輔君

渡辺 秀央君

補欠選任

保利 耕輔君

自見庄三郎君

谷 洋一君

渡辺 秀央君

補欠選任

森 美秀君

山中 貞則君

平泉 渉君

与謝野 馨君

二月二十四日

法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出第九号)

租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇号)

所得税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一一号)

同月二十九日

関税定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出第三二号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)

物品税法の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)

石油税法の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)

七号)

○瓦委員長 これより会議を開きます。

酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案、物品税法の一部を改正する法律案及び石油税法の一部を改正する法律案の各案を一括して議題といたします。

まず、政府より各案について順次趣旨の説明を聴取いたします。竹下大蔵大臣。

酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案

物品税法の一部を改正する法律案

石油税法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○竹下國務大臣 ただいま議題となりました酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案、物品税法の一部を改正する法律案及び石油税法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

初めに、酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、御説明申し上げます。

昭和五十九年度の税制改正におきましては、国民各層の強い期待にこたえ所得税の大幅減税を行うとともに、現下の厳しい財政状況をこれ以上悪化させることのないよう、社会経済情勢の変化に対応した税制の見直し等により最小限必要な増収措置を講ずることとしております。このような税制改正の一環として、酒税について、物価水準の上昇等に伴いその負担水準が低下してきているこ

と等に顧み、従量税率の引き上げ等を行うことといたしましたものであります。

また、清酒製造業の経営基盤の安定に資するため、日本酒造組合中央会の事業範囲の拡大等を図る必要があります。

以上のような観点から、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして、御説明申し上げます。

まず、酒税法の一部改正につきまして、御説明申し上げます。

第一に、酒税の従量税率の引き上げを行うことといたしております。

すなわち、ビール及びウイスキー類特級について、その税率を一九・五％程度引き上げることと基本とし、その他の酒類については、最近における各酒類の消費及び生産の態様等を考慮して、引き上げ幅につき所要の調整を行い、清酒二級について一四・八％程度、清酒一級について一七・八％程度、清酒特級及び合成清酒について一九・五％程度、しょうちゅう乙類及びウイスキー類一級について二四・七％程度、甘味果実酒、ウイスキー類二級、スピリッツ類、リキュール類及び雑酒について二九・七％程度、しょうちゅう甲類及び果実酒について三四・五％程度それぞれ引き上げることといたしております。その際、清酒の基準アルコール分の見直しをあわせて行うこととしております。

この引き上げ幅を通常の容器一本当たりの税額に換算いたしますと、例えば、清酒特級は百七十九円程度、清酒二級は二十五円程度、しょうちゅう乙類は十八円程度、ビールは二十五円程度、ウイスキー特級は二百六十一円程度となります。

なお、税率の引き上げが行われる際、その対象となる酒類を一定数量以上所持する販売業者等に

対しては、従来と同様、手持ち品課税を行うこと
といたしております。

第二に、清酒等についてアルコール度数による
減算税率が適用されるアルコール度数の下限を引
き下げるほか、免税酒類の表示制度を廃止する等
制度の整備合理化を行うことといたしております。

次いで、清酒製造業の安定に関する特別措置法
の一部改正につきまして、御説明申し上げます。

清酒製造業におきましては、昭和五十九年七月
から昭和六十四年度を目標準年度とする第四次近代
化計画の実施を予定し、経営基盤の一層の安定に
努めることとしておりますが、今回、このような
清酒製造業の自助努力を奨励あらしめるため、日
本酒造組合中央会の事業範囲の拡大等を図ること
といたしております。

第一に、昭和五十九年七月一日から昭和六十
四年十一月三十日までの間に清酒製造業を廃止す
る者に対し、給付金を給付するとともに、これに係
る納付金を清酒製造業者から徴収することができ
るよう措置することといたしております。

第二に、近代化事業の運営に必要な経費の財源
をその運用によって得るため、近代化事業基金を
設けることができるよう措置するとともに、国は、
同基金に充てる資金を無利子で貸し付けることが
できるよう措置することといたしております。

次に、物品税法の一部を改正する法律案につ
きまして、御説明申し上げます。

物品税につきましても、さきに申し上げました
今次の税制改正の一環として、最近における消費
の実態及び課税物品相互間の負担の均衡等に顧
み、課税対象の追加及び税率の引き上げ等を行う
こととし、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして、御説明
申し上げます。

第一に、録音用または録音用の磁気テープ、全
自動以外の電気洗濯機、ビデオディスクプレー
ヤー、コンパクトディスクプレーヤー等の物品に
ついて、所要の経過措置を講じた上、新たに課税

対象に加えることといたしております。

第二に、小型乗用車及びカーブライナー等の税率
を〇・五、軽乗用車及びライトバン等の税率を〇・
五それぞれ引き上げることとしたしております。

第三に、テレビの難視聴解消に資することとな
る衛星放送受信用テレビジョンチューナーについ
て五年間の課税の特例措置を講ずるほか、物品税
の納税手続を簡素化する等制度の整備合理化を行
うことといたしております。

次に、石油税法の一部を改正する法律案につ
きまして、御説明申し上げます。

石油税収は、一般会計を通じ、石炭並びに石油
及び石油代替エネルギー対策特別会計に繰り入れ
られ、石油及び石油代替エネルギー対策の財源と
なっておりますが、昨年三月の原油価格の低下等
に伴い大幅な減少を来しております。

しかしながら、現下の厳しい財政事情のもと
で、石油及び石油代替エネルギー対策の着実な推
進を図っていくためには、今後とも財源の安定的
な確保が要請されるところであります。

このような状況に鑑み、石油及び石油代替エネ
ルギー対策の歳出内容を厳しく見直した上で、石
油に係る税負担状況等に配慮しつつ、石油税の税
率を若干引き上げるとともに、課税対象の追加を
行うこととし、本法律案を提出した次第でありま
す。

以下、この法律案の内容につきまして、御説明
申し上げます。

第一に、原油等に対する税率を、現行の三・
五から一・二％引き上げ、四・七％とすること
といたしております。

第二に、いわゆるLNG等の液化ガスを含むガ
ス状炭化水素を課税対象に追加し、その税率を一・
二％とすることとしたしております。なお、
課税対象の追加に当たりましては、自己または同
居の親族の用に供するガス状炭化水素のみを採取
する者については課税の対象外とするほか、所要
の規定の整備を行うことといたしております。

以上が、酒税法及び清酒製造業の安定に関する
特別措置法の一部を改正する法律案、物品税法の
一部を改正する法律案及び石油税法の一部を改正
する法律案の提案理由及びその内容であります。
何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださ
いますようお願い申し上げます。

○瓦委員長 これにて各案の趣旨の説明は終わ
りました。

○瓦委員長 この際、参考人出頭要求に関する件
についてお諮りいたします。

ただいま議題となっております三法律案中、酒
税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置法の
一部を改正する法律案について、参考人の出席を
求め、意見を聴取することとし、その人選、日時
等につきましては、委員長に御一任願いたいと思
いますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なしと認めます。〕

○瓦委員長 御異議なしと認めます。よって、さ
よう決しました。

次回は、来る三月二日金曜日午前九時二十五分
理事会、午前九時三十分委員会を開会することと
し、本日は、これにて散会いたします。

午後四時十分散会

酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措
置法の一部を改正する法律案

酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別
措置法の一部を改正する法律

(酒税法の一部改正)

第一条 酒税法(昭和二十八年法律第六号)の一部
を次のように改正する。

第二十二條第一項第一号イ中「十六度」を「十
五度」に、「十七度」を「十六度」に、「五十万九千
三百円」を「五十七万六千四百円」に、「三万八千四
十円」を「三万八千四百円」に、「十度」を「八度」
に、「三十一万八千二百六十円」を「三十万四千

三百二十円」に改め、同号ロ中「十五・五度」を
「十五度」に、「十六・五度」を「十六度」に、「二
十四万五千二百円」を「二十七万九千五百円」に、
「一万五千八百二十円」を「一万八千六百四十円」
に、「十度」を「八度」に、「十五万二千八百四十円」
を「十四万九千二百四十円」に改め、同号ハ中「九万四
千円」を「十万七千九百円」に、「六千二百七十
円」を「七千二百円」に、「十度」を「八度」に、「六
万二千六百五十円」を「五万七千五百円」に改め、
同項第二号中「六万八千四百円」を「八万六千六
百円」に、「四千五百六十円」を「五千四百四十円」
に、「十度」を「八度」に、「四万五千六百円」を
「四万三千五百二十円」に改め、同項第三号イ(1)
中「五万八千五百円」を「七万八千六百円」に改
め、同号イ(2)中「五万八千五百円」を「七万八千
六百円」に、「三千二百七十円」を「四千四百円」
に改め、同号イ(3)中「七万四千八百五十円」を
「十万六千四百円」に、「一万二千四百六十円」を
「一万六千八百四十円」に改め、同号イ(4)中「五万八
千五百円」を「七万八千六百円」からアルコール分が
二十五度を下る一度(一度未満の端数があるとき
は、その端数は一度とみなす。)ごとに四千四
百円を引いた金額に改め、同号イ(5)中「四万二
千四百円」を「五万六千六百円」に改め、同号ロ(1)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(2)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(3)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(4)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(5)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(6)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(7)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(8)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(9)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(10)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(11)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(12)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(13)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(14)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(15)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(16)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(17)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(18)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(19)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(20)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(21)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(22)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(23)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(24)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(25)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(26)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(27)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(28)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(29)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(30)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(31)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(32)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(33)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(34)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(35)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(36)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(37)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(38)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(39)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(40)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(41)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(42)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(43)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(44)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(45)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(46)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(47)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(48)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(49)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(50)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(51)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(52)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(53)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(54)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(55)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(56)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(57)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(58)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(59)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(60)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(61)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(62)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(63)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(64)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(65)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(66)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(67)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(68)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(69)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(70)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(71)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(72)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(73)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(74)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(75)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(76)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(77)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(78)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(79)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(80)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(81)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(82)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(83)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(84)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(85)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(86)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(87)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(88)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(89)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(90)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(91)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(92)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(93)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(94)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(95)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(96)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(97)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(98)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(99)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(100)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(101)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(102)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(103)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(104)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(105)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(106)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(107)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(108)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(109)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(110)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(111)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(112)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(113)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(114)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(115)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(116)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(117)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(118)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(119)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(120)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(121)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(122)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(123)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(124)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(125)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(126)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(127)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(128)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(129)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(130)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(131)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(132)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(133)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(134)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(135)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(136)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(137)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(138)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(139)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(140)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(141)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(142)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(143)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(144)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(145)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(146)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(147)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(148)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(149)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(150)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(151)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(152)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(153)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(154)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(155)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(156)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(157)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(158)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(159)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(160)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(161)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(162)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(163)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(164)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(165)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(166)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(167)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(168)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(169)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(170)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(171)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(172)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(173)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(174)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(175)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(176)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(177)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(178)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(179)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(180)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(181)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(182)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(183)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(184)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(185)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(186)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(187)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(188)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(189)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(190)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(191)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(192)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(193)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(194)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(195)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(196)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(197)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(198)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(199)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(200)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(201)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(202)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(203)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(204)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(205)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(206)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(207)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(208)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(209)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(210)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(211)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(212)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(213)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(214)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(215)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(216)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(217)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(218)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(219)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(220)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(221)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(222)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(223)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(224)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(225)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(226)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(227)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(228)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(229)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(230)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(231)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(232)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(233)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(234)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(235)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(236)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(237)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(238)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(239)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(240)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(241)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(242)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(243)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(244)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(245)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(246)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(247)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(248)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(249)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(250)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(251)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(252)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(253)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(254)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(255)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(256)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(257)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(258)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(259)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(260)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(261)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(262)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(263)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(264)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(265)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(266)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(267)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(268)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(269)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(270)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(271)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(272)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(273)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(274)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(275)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(276)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(277)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(278)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(279)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(280)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(281)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(282)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(283)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(284)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(285)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(286)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(287)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(288)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(289)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(290)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(291)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(292)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(293)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(294)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(295)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(296)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(297)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(298)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(299)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(300)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(301)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(302)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(303)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(304)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(305)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(306)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(307)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(308)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(309)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(310)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(311)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(312)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(313)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(314)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(315)
中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(316)
中「四万

十円」を「九千七百八十円」に改め、同項第十号中「二十万百円」を「二十三万九千百円」に、「十三万七千七百円」を「十六万四千五百円」に、「七万五千三百円」を「八万九千九百円」に、「二十九万四千三百円」を「三十八万三千三百円」に、「十度」を「八度」に、「五万二千四百十円」を「四万三千六百十円」に、「九万五百円」を「十一万七千三百円」に、「七千五百五十円」を「九千七百八十円」に改め、同条第二項中「九千三百円」を「一万三千円」に改め、同条第三項の表中清酒及び合成清酒の項を削り、同表のしやうちゆうの項中「五万八千五百円」を「七万八千六百円」に、「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同表中みりんの項を削り、同表の果実酒類の項中「十一万八千八百円」を「十五万九千八百円」に、「九万五百円」を「十一万七千三百円」に改め、同表のウイスキー類の項中「百七十五万五千三百円」を「二百九万八千百円」に、「八十一万八百円」を「百一万四千百円」に、「二十二万八千四百円」を「二十九万六千二百円」に改め、同表のスピリッツ類の項中「二十二万八千四百円」を「二十九万六千二百円」に、「二十七万九千三百円」を「三十六万八千八百円」に改め、同表のリキュール類の項中「九万五百円」を「十一万七千三百円」に改め、同表の雑酒の項を次のように改める。

第二条 清酒製造業の安定に關する特別措置法（昭和四十五年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

十二度
十一万七千三百四

第六条の二 中央会は、第三条第三号に掲げる事業（これに附帯する事業を含む。）の運営に

附則

（二）一般的經過措置

(未納稅移出等に係る経過措置)

第三条 指定日前に酒類の製造場から移出された酒類(改正後の酒税法(以下「新法」という。))の税率により算出した場合の酒税額が改正前の酒税率により算出した場合の酒税額が改正前の酒税率

法（以下「旧法」という。）の税率により算出した場合の酒税額を超えることとなるものに限り、以下この条において同じ。で、酒税法第二十八条第三項（同法第二十九条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に係る同法第二十八条第三項各号に掲げる日が指定日以後に到来するものに限り）について、当該各号に掲げる日まで、同法第二十八条第三項に規定する書類が提出されなかつた場合における当該酒類に係る酒税の税率は、新法の税率とする。

（未納税引取り等に係る経過措置）

第四条 次の表の上欄に掲げる法律の規定により酒税の免除を受けて指定日前に保税地域から引き取られた酒類（新法の税率により算出した場合の酒税額が旧法の税率により算出した場合の酒税額を超えることとなるものに限り。以下この条において同じ。）について、指定日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合における当該酒類に係る酒税の税率は、新法の税率とする。

「特別に關する法律（昭和二十九年法律第百四十九号）第四條において準用する場合を含む。」

（手持品課税）

第五條 指定日に、酒類の製造場又は保税地域以外の場所において所持する酒類のうち、新法の税率により算出した場合の酒税額が旧法の税率により算出した場合の酒税額を超えることとなるものを所持する酒類の製造者又は販売業者がある場合において、その数量（二以上の場所ですべての場合には、その合計数量）が二キロリットル以上であるときは、当該酒類については、その者が酒類の製造者として当該酒類を指定日にその者の酒類の製造場から移出したものとみなして、酒税を課する。

2 前項の規定は、同項の酒類の製造場又は保税地域以外の場所が沖縄県の区域内の場所であり、かつ、新法の税率により算出した場合の酒税額が旧法の税率により算出した場合の酒税額を超えることとなる酒類が沖縄の復帰に伴う特別措置に關する法律（昭和四十六年法律第百二十九号）第八十條第一項の規定の適用を受けて酒税を軽減された酒類である場合には、適用しない。

3 第一項の場合においては、新法の税率により算出した場合の酒税額と旧法の税率により算出した場合の酒税額との差額に相当する金額を同項の酒税額とする。

4 第一項の規定による酒税額については、税務署長は、その所轄区域内に所在する同一人の貯蔵場所にある同項の規定に該当する酒類に係る酒税額を合算し、当該合算した額の酒税を、昭和五十九年六月から同年十月までの各月に等分して、それぞれその月の末日を納期限として、これを徴収する。

5 第一項に規定する者は、その所持する酒類で同項の規定に該当するものの貯蔵場所ごとに、当該酒類についての税率の適用区分及び当該区分ごとの数量その他政令で定める事項を記載し

て準用する場合を含む。）

た申告書を、指定日から起算して一月以内に、その貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

6 次の各号に掲げる場合において、当該各号に規定する酒類製造者が政令で定めるところにより、当該酒類が第一項の規定による酒税を徴収された、又は徴収されるべきものであることにつき、当該酒類の戻入れ又は移入に係る酒類の製造場の所在地の所轄税務署長の確認を受けたときは、当該酒税額に相当する金額は、酒税法第三十條の規定に準じて、当該酒類につき当該酒類製造者が納付した、又は納付すべき酒税額（第二号に該当する場合にあつては、同号に規定する他の酒類の製造場からの移出により納付された、若しくは納付されるべき又は保税地域からの引取りにより納付された、若しくは納付されるべき若しくは徴収された、若しくは徴収されるべき酒税額）に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、その者に係る酒税額から控除し、又はその者に還付する。

一 酒類製造者がその製造場から移出した酒類で、第一項の規定による酒税を徴収された、又は徴収されるべきものが当該製造場に戻し入れられた場合（当該酒類で酒類販売業者から返品されたものその他政令で定めるものが当該酒類製造者の他の酒類の製造場に移入された場合を含む。）

二 前号に該当する場合を除き、酒類製造者が、他の酒類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた酒類で第一項の規定による酒税を徴収された、又は徴収されるべきものを酒類の製造場に移入し、当該酒類をその移入した製造場から更に移出した場合（前項に係る経過措置）

第六條 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる酒税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（関稅定率法の一部改正）

第七條 關稅定率法の一部を次のように改正する。

別表の付表簡易税率表第一号の品名欄中「八五〇円」を「一、〇五〇円」に、「九五〇円」を「一、一五〇円」に、「九〇〇円」を「一、〇〇〇円」に改め、同号の税率欄中「二、二〇〇円」を「二、六〇〇円」に、「一、九〇〇円」を「二、三〇〇円」に、「二、三〇〇円」を「二、六〇〇円」に、「二、一〇〇円」を「二、四九〇円」に改める。

（關稅暫定措置法の一部改正）

第八條 關稅暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表第五暫定簡易税率表の品名欄中「八五〇円」を「一、〇五〇円」に、「九五〇円」を「一、一五〇円」に、「九〇〇円」を「一、〇〇〇円」に改め、同表の税率欄中「二、二〇〇円」を「二、四〇〇円」に、「一、八〇〇円」を「二、二〇〇円」に、「二、二〇〇円」を「二、五〇〇円」に、「二、〇八〇円」を「二、四七〇円」に改める。

理由

最近における厳しい財政事情等にかえりみ、今次の税制改正の一環として、酒税の従量税率を引き上げるほか、清酒等に対する従量税率のアルコール分減算の下限アルコール分を引き下げる等所要の規定の整備を行うとともに、清酒製造業の経営基盤の安定及び酒税の確保に資するため酒造組合中央会の事業の範囲等について所要の改正を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

物品税法の一部を改正する法律案

物品税法の一部を改正する法律

物品税法（昭和三十七年法律第四十八号）の一部

を次のように改正する。

第六條第一項中「場合を除く」を「場合及び当該製造場において製造される第二種の物品の品質又は性能の検査のため政令で定める第二種の物品が使用され、又は消費された場合を除く」に改める。

第八條の二を次のように改める。

（第二種の物品の製造に係る製造場等とみなす場合等）

第八條の二 第二種の物品の製造場を二以上有する当該物品の製造者が政令で定めるところにより第二種の物品の品名ごとに当該製造者の第二種の物品の製造場につき国税庁長官の承認を受けた場合において、当該製造者が、その製造した第二種の課税物品で当該承認を受けた品名に属するものを当該製造に係る製造場以外の当該製造者の第二種の物品の製造場として当該承認を受けたものに移入したときは、当該移入のためにする他の製造場からの移出につき第十七條第一項の規定の適用がある場合を除き、当該移入をした第二種の課税物品については、当該移入をした場所を当該物品の製造に係る製造場とみなし、当該移入を当該物品の製造に係る製造場への戻入れとみなす。

2 前項の承認を受けた第二種の物品の製造者が、当該承認を受けていない第二種の物品の製造場（当該物品の製造者の製造した第二種の物品の管理及び保管をするための蔵置場を含む）につき、政令で定めるところにより、当該承認を受けた第二種の物品の品名ごとに当該製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受けた場合には、当該製造場は同項に規定する国税庁長官の承認を受けた製造場とみなして、同項の規定を適用する。

3 第一項又は前項の承認の申請があつた場合において、当該申請をした者又は当該申請に係る第二種の物品若しくは第二種の物品の製造場につき物品税の保全上不適当と認められる事情があるときは、国税庁長官又は税務署長は、その承認を与えないことができる。

4 国税庁長官又は税務署長は、第一項又は第二項の承認を受けた者について物品税の保全上不適当と認められる事情が生じたときは、その承認を取り消すことができる。

5 第一項又は第二項の承認を受けた者は、第一項の規定の適用を受ける必要がなくなつたときは、政令で定めるところにより、その旨を記載した届出書を国税庁長官又は第二項の承認をした税務署長に提出しなければならない。この場合において、その届出書の提出があつたときは、その承認は、その効力を失ふものとする。

6 前各項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に必要な事項は、政令で定める。

4 第一項又は第二項の規定に該当する場合を除き、第二項の課税物品に該当する磁気映像プレーヤー用のレコードその他の政令で定める物品の製造者が製造する当該物品のうち、販売、賃貸その他これらに類する取引に供されないものとして政令で定めるものについては、この法律を適用しない。

5 第二項の規定に該当する場合を除き、第二項の課税物品に該当する磁気映像プレーヤー用のレコードその他の政令で定める物品の製造者が、他の者からの委託を受けて製造を行う当該物品のうち、当該委託をした者（当該委託をした者が他の者から委託を受けた者である場合には、最初の委託をした者をいう。）により販売、賃貸その他これらに類する取引に供されないものとして政令で定めるものについては、この法律（第七条、第八条、第三十五条、第三十六条、第三十七条第二号及び第四十一条並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用しない。

（未納税移出に関する特例）

第十七条の二 前条第一項の規定に該当する第二種の課税物品の移入をした同項各号に掲げる場所が、次の各号に掲げる場所に該当する場合において、同項の移出をした第二種の物品の製造

者が、当該物品につき、当該移出をした日の属する月分の第二十九条第二項の規定による申告書（当該申告書の提出期限内に提出するものに限る。）に同項第二号に規定する事項を記載し、かつ、政令で定めるところにより、当該物品が前条第一項各号に掲げる物品に該当すること及び当該物品が当該場所に移入されたことについての明細を明らかにしているときは、同条第二項の規定にかかわらず、同条第一項の規定を適用する。

一 当該物品の移出をした者と当該物品を当該場所へ移入をした者が同一である場合（第七條第一項の規定の適用があることにより当該移出をした者と当該移入をした者が同一である場合を除く。）における当該移入をした場所二 前号の規定に該当するもののほか、継続的に当該物品が移入される当該場所等、政令で定めるところにより、当該物品の移出をする製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受けたもの

2 前条第七項の場合において、同項に規定する場所が同項に規定する物品を継続して移入する場所であり、かつ、当該物品を移入する者が政令で定めるところにより、当該場所の所在地の所轄税務署長の承認を受けたときは、同項に規定する書類の提出を要しない。

3 第一項第二号又は前項の承認の申請があつた場合において、これらの規定に規定する事実がないと認められるとき、又は当該申請をした者若しくは当該申請に係る場所につき物品税の保全上不適当と認められる事情があるときは、税務署長は、その承認を与えないことができる。

4 税務署長は、第一項第二号又は第二項の承認を受けた者について、これらの規定に規定する事実がなくなつたと認められるとき、又は物品税の保全上不適当と認められる事情が生じたときは、その承認を取り消すことができる。

5 第一項第二号又は第二項の承認を受けた者は、これらの規定の適用を受ける必要がなくな

つたときは、政令で定めるところにより、その旨を記載した届出書を当該承認をした税務署長に提出しなければならない。この場合において、その届出書の提出があつたときは、その承認は、その効力を失ふものとする。

6 前各項に定めるもののほか、第一項又は第二

項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十一条第一項及び第二十四条第一項中「第八條の二」を「第八條の二第二項」に改める。

別表第七号の税率欄中「一七・五％」を「一八・五％」に、「一五％」を「一五・五％」に改め、同号

中「5 乗用兼用貨物自動車（6から9までに掲げるものを除く。）

一〇％に

「8 軽乗用兼用貨物自動車（電気を動力源とし、長さが三二〇センチメートル以下、幅が一四〇センチメートル以下、その他のものうち、長さが三二〇センチメートル以下、幅が一四〇センチメートル以下で気筒容積が五五〇立方センチメートル以下のものをいい、6、7及び9に掲げるものを除く。）

五％に

「8 軽乗用兼用貨物自動車（電気を動力源とし、長さが三二〇センチメートル以下、幅が一四〇センチメートル以下、その他のものうち、長さが三二〇センチメートル以下、幅が一四〇センチメートル以下で気筒容積が五五〇立方センチメートル以下のものをいい、6、7及び9に掲げるものを除く。）

五・五％に

改める。

別表第八号の品目欄中「ばちんこ機」の下に「並びにその遊技盤面及び遊技玉若しくはメダルの送り出し機構又は遊技盤面を含む部分品ユニット」を加え、「ゴムボート」を「セーリングボード並びにそのボード及びボードを含む部分品ユニット並びにサーフボード並びにゴムボート」に改め、同号中

「9 舟艇用の船外機関及び船内外機関

一〇％に

「9 ハンググライダー及びその翼並びにモーターハンググライダー並びにその翼及び着座装置

一〇％に改める。

別表第九号の品目欄中「電波調理器」の下に、「電磁調理器」を加え、「電気洗たく機」を「全自動電気洗濯機」に改め、同号中「12 冷房用又は暖房用の放熱器

一五％に

「1312 冷房用又は暖房用の放熱器

一五％に改める。

別表第一〇号の品目欄中「及び磁気映像録画機」を「磁気映像録画機及び円盤式映像プレーヤー」に改め、「レコード選択機」の下に「並びにデジタル式の音声再生機」アンサンブル式のデジタル式音声再生機用レコード演奏装置を含む。）及び音声再生機用レコードのプレーヤー（9及び14に掲げ

るものを除く。）を加え、「及び拡声用増幅器」を「拡声用増幅器」に、「15において同じ。」を「17において同じ。」、グラフィックイコライザー及びマイクホンミキサーに、「蓄音機用又は蓄音機用、デジタル式の音声再生機用又は再生機用レコードのプレーヤー」を「10及び17」に改め、同号中

15 マイクホン、ラジオ受信機（マイクホンミキサーを有するもの又は幅若しくは高さが九〇センチメートル以上の金属製ケースに収容されたもので、その出力が二五ワット以上のものに限り）、拡声増幅器（10に掲げるものを除く。）及びスピーカーステム（11に掲げるものを除く。）

171615 磁気映像プレーヤー用又は円盤式映像プレーヤー用のレコード録音用又は録音用の磁気テープ
マイクホン及びラジオ受信機（マイクホンミキサーとして上の金属製ケースに収容されたもので、その出力が二五ワット以上のものに限り）、並びに拡声増幅器、グラフィックイコライザー及びマイクホンミキサー（10に掲げるものを除く。）並びにスピーカーステム（11に掲げるものを除く。）

〇〇%
五五%
に改める。

別表第一号の品目欄中「ハモンドオルガン、クラビオリンその他の電気楽器」を、その他の電気楽器及び電子オルガンその他の電子楽器並びに音楽発生用電気音源機及び電子楽器用又は音楽発生用電気音源機用の演奏用操作機に改める。

附則

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。ただし、別表第七号の改正規定は、同年五月一日から施行する。

（一般的経過措置）
第二条 この附則に別段の定めがあるものを除き、この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた物品税については、なお従前の例による。

（第二種の物品の製造に係る製造場等とみなす場合の承認に係る経過措置）
第三条 改正前の物品税法（以下「旧法」という。）

第八条の二の規定による承認を受けている第二種の物品の製造者については、当該製造者の製造に係る第二種の物品は改正後の物品税法（以下「新法」という。）第八条の二第一項の国税庁長官の承認を受けた品名に属する物品と、当該製造者の第二種の物品の製造場は同項の第二種の物品の品名ごとに国税庁長官の承認を受けた第二種の物品の製造場と、旧法第八条の二の税務署長の承認を受けている蔵置場は新法第八条の二第二項の税務署長の承認を受けた第二種の物品の製造場とみなす。

（暫定的非課税）
第四条 次の表の物品名欄に掲げる物品のうち、昭和五十九年四月一日（附則第七条において「施行日」という。）から同表の期日欄に掲げる日までの間にその製造に係る製造場から移出され、又は保税地域から引き取られるものについては、物品税を課さない。

物	品	名	期	日
1	新法別表（以下「新別表」という。）第二種第八号5に掲げる物品のうち、ばちこ機の遊技盤面及び遊技玉若しくはメダルの送り出し機構又は遊技盤面を含む部分品ユニット		昭和五十九年九月三〇日	
2	新別表第二種第八号8に掲げる物品のうち、セーリングボードのボード及びボードを含む部分品ユニット並びにサーフボード		昭和五十九年九月三〇日	
3	新別表第二種第八号9に掲げる物品		昭和五十九年九月三〇日	

4 新別表第二種第九号6に掲げる物品のうち、電磁調理器

5 新別表第二種第九号7に掲げる物品（旧法別表（以下「旧別表」という。）第二種第九号7に掲げる電気洗たく機のうち、旧法において課税物品に該当することとされていたものを除く。）

6 新別表第二種第一〇号5に掲げる物品のうち、円盤式映像プレーヤー

7 新別表第二種第一〇号6に掲げる物品のうち、衛星放送受信用として政令で定めるもの

8 新別表第二種第一〇号8に掲げる物品のうち、デジタル式の音声再生機（アンサンブル式のデジタル式音声再生機用レコード演奏装置を含む。）及び音声再生機用レコードのプレーヤー

9 新別表第二種第一〇号10に掲げる物品のうち、旧別表第二種第一〇号10に掲げる物品に該当しないもの

10 新別表第二種第一〇号12に掲げる物品のうち、デジタル式の音声再生機用のレコード

11 新別表第二種第一〇号15に掲げる物品

12 新別表第二種第一〇号16に掲げる物品

13 新別表第二種第一〇号17に掲げる物品のうち、旧別表第二種第一〇号15に掲げる物品に該当しないもの

物	品	名	期	間	税	率
1	新別表第二種第七号3に掲げる物品		昭和五十九年五月一日から昭和五十九年九月三〇日まで		一七・五%	
2	前条の表の物品名欄1に掲げる物品		昭和五十九年一〇月一日から昭和六〇年九月三〇日まで		一〇%	
			昭和六〇年一〇月一日から昭和六一年九月三〇日まで		一五%	

（税率の暫定的軽減）
第五条 次の表の物品名欄に掲げる物品のうち、同表の期間欄に掲げる期間内にその製造に係る製造場から移出され、又は保税地域から引き取られるものに課されるべき物品税の税率は、新別表の規定にかかわらず、それぞれ次の表の税率欄に掲げる税率とする。

輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十二条第一項	輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十三条第一項	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十一号)第九條第一項(日本国における國際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百四十九号)第三條第一項において準用する場合を含む。)	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百四十九号)第三條第一項において準用する場合を含む。)
同法第十二条第四項	同法第十三条第三項において準用する關稅定率法(明治四十三年法律第五十四号)第十五條第二項、第十六條第二項又は第十七條第四條	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第九條第二項又は第十一條第二項(これらの規定を日本国における國際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第三條第二項において準用する場合を含む。)	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う關稅法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百四十九号)第三條第一項において準用する場合を含む。)

物品をその製造に係る製造場から移出したものとした場合に適用される税率とする。

2 前条の表の物品名欄に掲げる物品のうち、次の表の上欄に掲げる法律又は条約の規定により物品税の免除を受けて同条の表の期間欄に掲げる期間内にその製造に係る製造場から移出され、又は保税地域から引き取られるものについて、その移出又は引取りに係る日の属する当該期間の終了の日の翌日以後に次の表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合における当該物品に係る物品税の税率は、それぞれその該当することとなつた日に当該物品をその製造に係る製造場から移出し、又は保税地域から引き取つたものとした場合に適用される税率とする。

第一号に掲げる物品については「前条の表の期間欄に掲げる当該物品に係る期間の終了の日の翌日」と、第二号に掲げる物品については「指定日」と、それぞれ読み替えるものとする。

一 前条の表の物品名欄1に掲げる物品

二 新別表第二種第七号2、4、5及び8に掲げる物品

外使用に係る経過措置

第八条 附則第五条の表の物品名欄に掲げるもののうち、次の各号に掲げるもので同表の期間欄に掲げる期間内に購入され、又は引き取られ、又は引き取らるるものについて、その購入され又は引き取られる日の属する当該期間の終了の日の翌日以後に該各号に定める法律の規定に該当することと

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九号法律第百十二号）第二

(未納税移出に関する特例に係る経過措置)

第七條 新法第十七條の第二項の規定の適用は、施行日以後に物品税法第十七條第一項の出をした第二種の課税物品について行い、施行日前に同項の移出をした第二種の課税物品については、なお従前の例による。

外使用に係る経過措置）
 第八条 附則第五条の表の物品名欄に掲げる物のうち、次の各号に掲げるもので同表の期間に掲げる期間内に購入され、又は引き取られ

ものについて、その購入され又は引き取られ日の属する当該期間の終了の日の翌日以後に該各号に定める法律の規定に該当することと

つた場合における当該物品に係る物品税の税率は、それぞれその該当することとなつた日に当該物品をその製造に係る製造場から移出し、又は保税地域から引き取つたものとした場合に適用される税率とする。

一 物品税法第二十条第六項に規定する輸出品品販売場において同条第一項に規定する非居住者によつて同項に規定する方法により購入された課税物品 同条第三項本文又は第五項本文

二 物品税法第二十二條第一項、第二十三條第一項又は第二十四條第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けて購入され、又は引き取られた課税物品 同法第二十二條第六項本文（同法第二十三條第四項及び第二十四條第四項において準用する場合を含む。）

三 租税特別措置法第八十八條の二第一項に規定する機関において同項に規定する合衆国軍隊の構成員等によつて同項に規定する方法により購入された課税物品 同条第五項において準用する物品税法第二十条第三項本文又は第五項本文

2 前項の規定は、附則第六條第三項各号に掲げる物品で、指定日前に購入され、又は引き取られたものについて準用する。この場合において、前項中「その購入され又は引き取られた日の属する当該期間の終了の日の翌日」とあるのは、同条第三項第一号に掲げる物品については「附則第五條の表の期間欄に掲げる当該物品に係る期間の終了の日の翌日」と、同項第二号に掲げる物品については「指定日」と、それぞれ読み替へるものとする。

（営業開始申告に係る経過措置）
第九條 次の各号に掲げる物品を、当該各号に定める日において、同日前から引き続いて製造する者は、物品税法第三十五條第二項前段の規定による申告については、同日から起算して一月以内に、当該製造に係る物品名、その製造場の

位置その他政令で定める事項を当該製造場の所在地の所轄税務署長に書面で申告すれば足りるものとする。

一 附則第四條の表の物品名欄1から3まで並びに5、9、12、13及び15に掲げる物品のうち、課税物品に該当するもの 昭和五十九年十月一日

二 附則第四條の表の物品名欄4、6、8、10、11及び14に掲げる物品のうち、課税物品に該当するもの 昭和六十一年十月一日

三 新別表第二種第一〇号7に掲げる物品のうち、昭和六十一年十月一日以前においては、物品税法第九條の規定により物品税を課さないこととされているもので、同日以後同条の規定に該当しないこととなるもの 昭和六十一年十月一日

四 附則第四條の表の物品名欄7に掲げる物品 昭和六十三年四月一日

2 前項各号に掲げる物品について、当該各号に定める日において、同日前から引き続いて物品税法第七條第一項の規定により、同項に規定する委託又は指示をすることにより当該物品の製造とみなされる行為をする者は、同法第三十五條第四項の規定による申告については、同日から起算して一月以内に、その製造とみなされる行為の内容その他政令で定める事項を当該物品の製造に係る製造場の所在地の所轄税務署長に書面で申告すれば足りるものとする。

3 物品税法第三十五條第二項前段又は第四項及び同法第四十六條第二号の規定は、第一項又は前項に規定する者で第一項各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に定められた日から起算して一月以内に同項の製造を廃止し、又は前項の行為をしないこととなるものについては、それぞれ適用しない。

（手持品課税）
第十條 次の表の物品名欄に掲げる物品（課税物品に該当するものに限る。以下この条において同じ。）を、同表の期日欄に掲げる日において、

その製造に係る製造場及び保税地域以外の場所（第五項の規定により製造場とみなされる場所を含む。）で販売のため所持する当該物品の製造者又は販売業者がある場合において、その数量（二以上の場所で行持する場合に於て、その合計数量）がそれぞれ同表の数量欄に掲げる数量に課する。

上であるときは、当該物品（同項の確認を受けて所持するものを除く。）については、その者が当該物品の製造者として当該物品をその日にその製造に係る製造場から移出したものとみなして、同表の税率欄に掲げる税率により物品税を課する。

物品名	期日	数量	税率
新別表第二種第七号2に掲げる物品	指定日	三〇個	一%
附則第五條の表の物品名欄1に掲げる物品	昭和五十九年一〇月一日	一五〇個	一%
新別表第二種第七号4に掲げる物品	指定日	四〇個	〇・五%
新別表第二種第七号5に掲げる物品	指定日	四〇個	〇・五%
新別表第二種第七号8に掲げる物品	指定日	四〇個	〇・五%
附則第四條の表の物品名欄1に掲げる物品	昭和五十九年一〇月一日	二〇〇個	一〇%
附則第四條の表の物品名欄2に掲げる物品のうち、セーリングボードのボード及びボードを含む部分ユニット	昭和五十九年一〇月一日	二〇〇個	五%
附則第四條の表の物品名欄2に掲げる物品のうち、サーフボード	昭和五十九年一〇月一日	一〇〇個	五%
附則第四條の表の物品名欄3に掲げる物品のうち、ハンググライダー及びその翼	昭和五十九年一〇月一日	一〇〇個	五%
附則第四條の表の物品名欄3に掲げる物品のうち、ハンググライダー及びその翼	昭和五十九年一〇月一日	五〇個	五%
附則第四條の表の物品名欄3に掲げる物品のうち、モーターハンググライダー並びにその翼及び着座装置	昭和五十九年一〇月一日	五〇個	五%
附則第四條の表の物品名欄4に掲げる物品	昭和六〇年一〇月一日	二〇〇個	五%
附則第四條の表の物品名欄4に掲げる物品	昭和六一年一〇月一日	二〇〇個	五%
附則第四條の表の物品名欄5に掲げる物品	昭和六二年一〇月一日	二〇〇個	五%
附則第四條の表の物品名欄5に掲げる物品	昭和六三年一〇月一日	二〇〇個	五%
附則第四條の表の物品名欄5に掲げる物品	昭和五十九年一〇月一日	二〇〇個	一〇%

附則第四条の表の物品名欄6に掲げる物	昭和六一年一月一日	一〇〇個	五%
品	昭和六二年一月一日	一〇〇個	五%
附則第四条の表の物品名欄7に掲げる物	昭和六三年一月一日	一〇〇個	五%
品	昭和六四年四月一日	一〇〇個	七・五%
前条第一項第三号に掲げる物品	昭和六一年一月一日	一〇〇個	五%
品	昭和六二年一月一日	一〇〇個	五%
附則第四条の表の物品名欄8に掲げる物	昭和六三年一月一日	一〇〇個	五%
品	昭和六四年一月一日	一〇〇個	五%
附則第四条の表の物品名欄9に掲げる物	昭和五九年一月一日	二〇〇個	五%
品のうち、ステレオ式のグラフィックイコライザー	昭和六〇年一月一日	二〇〇個	五%
附則第四条の表の物品名欄10に掲げる物	昭和五九年一月一日	二〇〇個	五%
品のうち、ステレオ式のマイクホンミキサー	昭和六〇年一月一日	二〇〇個	五%
附則第四条の表の物品名欄11に掲げる物	昭和六一年一月一日	三、〇〇〇個	五%
品のうち、磁気映像プレーヤー用のレコード	昭和六二年一月一日	三、〇〇〇個	五%
附則第四条の表の物品名欄12に掲げる物	昭和六一年一月一日	四、〇〇〇個	五%
品のうち、円盤式映像プレーヤー用のレコード	昭和六二年一月一日	四、〇〇〇個	五%
附則第四条の表の物品名欄13に掲げる物	昭和五九年一月一日	三〇、〇〇〇個	五%
品のうち、録音用の磁気テープ	昭和六〇年一月一日	三〇、〇〇〇個	五%
附則第四条の表の物品名欄14に掲げる物	昭和五九年一月一日	七、〇〇〇個	五%
品のうち、録画用の磁気テープ	昭和六〇年一月一日	七、〇〇〇個	五%
附則第四条の表の物品名欄15に掲げる物	昭和五九年一月一日	二〇〇個	五%
品のうち、グラフィックイコライザー	昭和六〇年一月一日	二〇〇個	五%
附則第四条の表の物品名欄16に掲げる物	昭和五九年一月一日	二〇〇個	五%
品のうち、マイクホンミキサー	昭和六〇年一月一日	二〇〇個	五%

2 前項の規定による物品税額については、税務署長は、同項の表の期日欄に掲げる日の区分に応じ、その所轄区域内に所在する貯蔵場所にある同項の規定に該当する物品に係る物品税額を合算し、当該合算した額の物品税を、それぞれ同表の期日欄に掲げる日の属する月の翌月の一日から起算して五月内の各月に等分して、それぞれその月の末日を納期限として、これを徴収する。

3 第一項に規定する者は、その所持する物品で同項の規定に該当するものの貯蔵場所ごとに、当該物品の品名並びに当該品名ごとの数量及び価額その他政令で定める事項を記載した申告書を、当該物品が同項の規定により製造場から移出されたものとみなされた日から起算して一月以内、にその貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

4 第一項の表の物品名欄に掲げる物品で同項の規定による物品税を徴収された、又は徴収されるべきものが当該物品の製造に係る製造場に戻り入れられた場合（物品税法第二十八条第三項の廃棄がされた場合を含む。）において、当該物品の製造者（第一項の規定の適用がないものとした場合における製造者をいう。）が、政令で定めるところにより、当該物品が当該物品税を徴収された、又は徴収されるべきものであることにつき当該製造場の所在地の所轄税務署長の確認を受けたときは、当該物品税額に相当する金額が納付した、又は納付すべき物品税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、その者に係る物品税額から控除し、又はその者に還付する。

5 第一項に規定する者が、政令で定めるところにより、その所持する物品が輸出する目的その他政令で定める目的に充てられるべきものであることにつき当該物品の貯蔵場所の所在地の所轄税務署長の確認を受けた場合には、当該確認に係る物品について、その者が当該物品を製造した者以外の者であるときはこれを当該物品を製造した者とみなし、当該物品の貯蔵場所を当該物品の製造に係る製造場とみなす。
（罰則に係る経過措置）

第十一条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされる物品税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理 由

最近における厳しい財政事情等にかえりみ、今次の税制改正の一環として、録音用又は録画用の磁気テープ等を新たに物品税の課税対象に加えるとともに小型普通乗用四輪自動車等に対する税率の引上げ等を行うほか、納税手続を簡素化する等所要の規定の整備をする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

石油税法の一部を改正する法律案

石油税法の一部を改正する法律

石油税法(昭和五十二年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 ガス状炭化水素 関税定率法別表第二七・一号に掲げる石油ガスその他のガス状炭化水素(外国から本邦に到着したもの以外のものにあつては、採取されたものに限り)をいう。

第三条中「石油製品」の下に、並びにガス状炭化水素を加える。

第四条第一項中「原油」の下に「又はガス状炭化水素を加え、同条第二項中「又は石油製品」を、若しくは石油製品又はガス状炭化水素に改める。

第五条第一項中「原油」の下に「又はガス状炭化水素を加え、(第十三条)を(第六条の二、第十三条)に改め、同条第三項から第五項までの規定中「原油」の下に「又はガス状炭化水素を加える。

第六条第一項中「原油」の下に「又はガス状炭化水素を加え、同条第二項中「原油」の下に「又はガス状炭化水素を加え、(第十三条)を(次条、第十三条)に改め、第六条の次に次の一条を加える。

(適用除外)
第六条の二 ガス状炭化水素の採取者(法人を除く)のうち、自己又は同居の親族の用に供するガス状炭化水素のみを採取するものには、当該ガス状炭化水素については、この法律(第二十条を除く)を適用しない。

第七条第一項、第八条第一項第一号及び第二号並びに同条第二項中「原油」の下に「又はガス状炭化水素」を加える。

第九条中「百分の三・五」を「原油及び石油製品にあつては百分の四・七とし、ガス状炭化水素にあつては百分の一・二に改める。

第十条第一項から第四項まで及び第六項から第八項までの規定並びに第十一条第一項及び第二項中「原油」の下に「又はガス状炭化水素」を加える。

第十二条第一項及び第二項中「原油」の下に「又はガス状炭化水素」を、「掲げる石油税額」の下に「の合計額」を加え、同条第四項から第七項までの規定中「原油」の下に「又はガス状炭化水素」を加える。

第十三条の見出し及び同条第一項各号列記以外の部分中「原油」の下に「又はガス状炭化水素」を加え、同項第一号及び第二号中「原油」の下に「又はガス状炭化水素のそれぞれ」を加え、同項第三号中「第一号に掲げる」の下に「原油又はガス状炭化水素のそれぞれの」を加え、「前号に掲げる」の下に「当該原油又はガス状炭化水素のそれぞれの」を加え、同項第四号中「石油税額」の下に「及び当該石油税額の合計額」を加え、同項第六号及び第七号中「石油税額」の下に「石油税額の合計額から」に改め、同条第三項中「原油」の下に「又はガス状炭化水素」を加える。

第十四条第一項第一号中「原油等」を「原油及び石油製品又はガス状炭化水素のそれぞれ」に改め、同項第二号中「石油税額」の下に「及び当該石油税額の合計額」を加え、同項第四号及び第五号中「石油税額」の下に「石油税額の合計額から」に改める。

第十五条第二項第一号中「原油等」を「原油及び石油製品又はガス状炭化水素」に改め、「除く」の下に「のそれぞれ」を加え、同項第二号中「石油税額」の下に「及び当該石油税額の合計額」を加え、同項第四号及び第五号中「石油税額」の下に「石油税額の合計額から」に改める。

第十六条(見出しを含む)及び第十八条第一項

中「原油」の下に「又はガス状炭化水素」を加える。
第十九条第一項中「原油」を「原油若しくはガス状炭化水素」に改める。
第二十条中「原油」の下に「又はガス状炭化水素」を加える。

第二十一条中「販売業者」の下に「、ガス状炭化水素の採取者」を加え、「原油」を「原油若しくはガス状炭化水素」に改める。

第二十三条第二項中「原油」を「原油若しくはガス状炭化水素」に改める。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第四条、第五条、第六条第二項、第八条から第十六条まで、第十八条、第十九条、第二十一条及び第二十三条の改正規定並びに附則第三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百の各条は、昭和五十九年九月一日から施行する。

第二条 この附則に別段の定めがある場合を除き、昭和五十九年九月一日(以下「指定期日」といふ)。

う。前に課した、又は課すべきであつた石油税については、なお従前の例による。

(免稅移出等に係る経過措置)
第三条 指定期日前に原油の採取場から移出された原油で、石油税法第十条第三項(同法第十一条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ)の届出又は承認に係るもの(当該届出又は承認に係る期限が指定期日以後に到来するものに限る)については、当該期限までに同法第十条第三項に規定する書類が提出されなかつた場合における当該原油に係る石油税の税率は、改正後の石油税法(以下「新法」といふ)の税率とする。

2 次の表の上欄に掲げる法律又は条約の規定により石油税の免除を受けて指定期日前に原油の採取場から移出された原油、又は保税地域から引き取られた原油若しくは石油製品について、指定期日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合における当該原油又は石油製品に係る石油税の税率は、新法の税率とする。

免 除 の 規 定	追 徴 の 規 定
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)第十一条第一項	同法第十一条第三項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十二条第一項及び第二項	同法第十二条第四項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十三条第一項	同法第十三条第三項において準用する関税法(明治四十四年法律第五十四号)第十五条第二項、第十六条第二項又は第十七条第四項
租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第九十条の三第一項	同法第九十条の三第三項
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する法律(昭和二十二年法律第二十六号)第三十條の三第一項	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する法律(昭和二十二年法律第二十六号)第三十條の三第三項

する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十一号)第十條の第三項(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百四十九号)第三條第一項において準用する場合を含む。)

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十二号)第七條(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第四條において準用する場合を含む。)

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第六條

する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第十條の第三項又は第十一條第二項(これらの規定を日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第三條第二項において準用する場合を含む。)

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律第八條「日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第四條において準用する場合を含む。)

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百十二号)第二條

(引取りに係るガス状炭化水素についての課税標準及び税額の申告の特例)

第四條 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第六條の二第一項第一号(税額の確定の方式)に規定する申告納税方式が適用されるガス状炭化水素を保税地域から継続的に引き取る者として政令で定める者に該当する者は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から指定日の前日までに、政令で定めるところにより、新法第十五條第一項に規定する国税庁長官の承認を受けることができる。

(採取の開発等の申告に係る経過措置)

第五條 この法律の施行の際現にガス状炭化水素の採取をしている者は、指定日の前日までに、ガス状炭化水素の採取場ごとに、ガス状炭化水素の採取場の位置その他政令で定める事項を書

面で当該ガス状炭化水素の採取場(新法第七條第一項ただし書の承認を受けている場合にあつては、その承認を受けた場所)の所在地を所轄する税務署長に申告しなければならない。

2 施行日前から引き続きガス状炭化水素の採取の委託をしている者で、新法第六條第一項の規定によりガス状炭化水素を採取したものとみなされる者は、指定日の前日までに、ガス状炭化水素を採取したものと同みなされる委託の内容その他政令で定める事項を書面で当該ガス状炭化水素の採取場(当該委託をする者が新法第七條第一項ただし書の承認を受けている場合にあつては、その承認を受けた場所)の所在地を所轄する税務署長に申告しなければならない。

3 前二項の申告をした者は、それぞれ、施行日において新法第二十条第一項前段又は第三項の規定による申告をした者とみなす。

4 第一項又は第二項の規定は、これらの規定に規定する者で指定日の前日までに第一項の採取を廃止し、又は第二項の委託をしないこととなるものについては、適用しない。

5 施行日から指定日の前日までの間において新たにガス状炭化水素の採取をしようとする者は、新法第二十条第一項前段の規定による申告については、同項前段の規定にかかわらず、指定日の前日までに、ガス状炭化水素の採取場ごとに、ガス状炭化水素の採取場の位置その他政令で定める事項を書面で当該ガス状炭化水素の採取場(新法第七條第一項ただし書の承認を受けている場合にあつては、その承認を受けた場所)の所在地を所轄する税務署長に申告すれば足りるものとする。

6 施行日から指定日の前日までの間において新たにガス状炭化水素の採取の委託をしようとする者は、新法第二十条第三項の規定による申告については、同項の規定にかかわらず、指定日の前日までに、ガス状炭化水素を採取したものとみなされる委託の内容その他政令で定める事項を書面で当該ガス状炭化水素の採取場(当該委託をする者が新法第七條第一項ただし書の承認を受けている場合にあつては、その承認を受けた場所)の所在地を所轄する税務署長に申告すれば足りるものとする。

7 第一項、第二項、第五項又は前項に規定する者について、施行日から昭和五十九年七月三十一日までの間に相続があつた場合において、当該相続によりガス状炭化水素の採取業を承継した相続人があるときは、当該相続人は、新法第二十条第四項の規定による申告については、そのガス状炭化水素の採取場ごとに、当該相続のあつた日から指定日の前日までの間に、その旨を書面で当該ガス状炭化水素の採取場(当該相続に係る被相続人が新法第七條第一項ただし書の承認を受けていた場合において、当該相続に係る相続人が同項ただし書の承認を受けるとき

にあつては、その承認を受ける場所)の所在地を所轄する税務署長に申告すれば足りるものとする。

8 前項の規定は、法人が合併によりガス状炭化水素の採取業を承継した場合について準用する。この場合において、同項中「当該相続人」とあるのは、「当該合併後存続する法人又は当該合併により設立した法人」と、「当該相続に係る被相続人」とあるのは、「当該合併により消滅した法人」と、「当該相続に係る相続人」とあるのは、「当該合併により設立した法人」と読み替へるものとする。

9 新法第二十条第一項前段、第三項又は第四項(同条第五項において準用する場合を含む。)及び新法第二十六條第二号の規定は、第五項、第六項及び第七項(前項において準用する場合を含む。)に規定する者で指定日の前日までにガス状炭化水素の採取を廃止し、又はガス状炭化水素の採取の委託をしないこととなるものについては、それぞれ適用しない。

10 第一項又は第二項の規定による申告を怠り、又は偽つた者(新法第六條の二の規定の適用を受けている者を除く。)は、五万円以下の罰金又は科料に処する。

11 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

(罰則に係る経過措置)

第六條 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされる石油税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部改正)

第七條 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和二十二年法律第百七十

五号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「原油若しくはトランプ類を「原油若しくはガス状炭化水素若しくはトランプ類」に、「原油については原油」を「原油又はガス状炭化水素については原油又はガス状炭化水素」に、「原油若しくは石油製品」を「原油、石油製品若しくはガス状炭化水素」に改める。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部改正)

第八条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第十条の三中「原油」の下に「又はガス状炭化水素」を加える。

第十一条第一項及び第二項中「原油」の下に「若しくはガス状炭化水素」を加える。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部改正)

第九条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条及び第五条第一項中「原油」の下に「又はガス状炭化水素」を加える。

(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部改正)

第十条 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「原油」の下に「若しくはガス状炭化水素」を加える。

(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正)

第十一条 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「若しくは石油製品」を「石油製品若しくはガス状炭化水素」に改める。

第十二条第二項中「又は石油製品」を「若しくは石油製品又はガス状炭化水素」に改める。

第十六条第二項中「又は歴青油の調製品」を「若しくは歴青油の調製品又は関税定率法別表第二七・一号に掲げる石油ガスその他のガス状炭化水素」に改め、「石油製品」の下に「又は外国から本邦に到着したガス状炭化水素」を加え、同条六項中「石油製品」の下に「又は外国から本邦に到着したガス状炭化水素」を加える。

(関税通則法の一部改正)

第十二条 関税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第十五条第二項第六号中「原油」の下に「又はガス状炭化水素」を加える。

理由

最近における厳しい財政事情及び原油価格の低下等にかえりみ、今後における石油及び石油代替エネルギー対策の財源確保の要請を考慮して、今次の税制改正の一環として、原油等に対する税率を引き上げるとともにガス状炭化水素を課税対象に加える必要があるからである。これが、この法律案を提出する理由である。